

平成 30 年 12 月 20 日

浅井 悦嗣 様

公立大学法人名古屋市立大学  
監査室長

平成 30 年 12 月 13 日付けで提出されました、名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程（以下、取扱規程）第 5 条第 1 項の規程に基づく申立書につきまして、以下の通りお知らせします。

#### 記

取扱規程における研究上の不正に係る申立ては、

第 1 項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5 年以内に行わなければならない。

とされております。（取扱規程第 5 条第 3 項）

平成 30 年 12 月 13 日付けで提出されました申立書につきましては、内容を確認させていただき、取扱規程第 5 条第 3 項には該当しないと考えられることから、不正行為申立て窓口で取り扱わないこととしましたので、お知らせします。

以上